容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

ア　個別の通知

表６－１のとおり。

（表６－１）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

イ　個別の通知以外の方法による周知

表６－２のとおり。

（表６－２）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

（３）法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

表７のとおり。

（表７）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

（記載要領）

１　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表１及び表２に、法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項を記載する。

その際、表１については以下の（１）から（11）まで、表２については以下の（12）から（14）までに、それぞれ留意する。

（１）法第 10 条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項を当該返金措置の対象となった者ごとに記載する。

（２）「氏名・名称」には、当該返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

（３）「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 11 条第１項の規定による報告をしようとする者（以下「認定後報告者」という。）に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号。以下「令」という。）第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

（４）「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

（５）「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。

（６）「購入額」には、当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（認定後報告者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

（７）「最低額」には、当該購入額に 100 分の３を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

（８）「交付日」には、当該返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

（９）「交付金額」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

（10）「計算方法」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

（11）「交付方法」には、当該返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。認定後報告者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

（12）「名称・種類」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類（例えば、電子マネー、商品券等）を記載する。

（13）「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。

（14）「その他」には、不当景品類及び不当表示防止法施行規則第 10 条の２の基準を満たすことを基礎